

publicity magazine  
for small and medium-size enterprise  
*chushokigyo-chiba*

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する県単情報誌

# 中小企業ちば



11月は連携組織強化月間 「連携で挑戦、明日への飛躍」  
中央会は、組合等の中小企業連携組織の支援を行っております。

市川駅(市川市)

photo by T.Funatogawa

## Contents 【主な内容】

- トピックス p 3 千葉県中小企業総決起大会開催等
- 特 集 p 4 平成17年度中小企業対策予算概算要求まとまる
- エッセイ p 6 古代中国のIT
- 施 策 p 8 中小企業連携組織対策
- 施 策 p 10 現行組合制度の概要
- ご案内 p 12 事業主の退職金「小規模企業共済制度」
- 事務局訪問 p 13 大原中央商店街(協)
- 景況 p 14 情報連絡員報告
- お知らせ p 15 創立50周年記念大会開催決定、組合法55周年・団体法50周年記念表彰

2004

11

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>





(4) 海外における販路拡大・模倣品対策支援等一七・一億円

**中小企業の人材育成・活用支援**

創業や中小企業の新事業展開を成功させるためには、経営・マーケティング戦略等を構築できる優れた人材が不可欠。こうした企業の中核を担う人材の育成・活用を支援するとともに、中小企業支援人材の質の向上を図る。

(1) 中小企業の中核を担う人材の育成▼創業塾・第二創業塾・創業セミナー二三・一億円▼商人塾一・三億円▼中小企業大学校改革計画一二・五億円(関連予算あり)

(2) 中小企業を支援する人材の充実▼企業等OB人材活用推進事業九億円(関連予算あり)

(3) 若年者対策▼若年者のためのワンドラーニング・システム整備事業一〇億円▼ドリームゲート事業一〇・五億円▼起業家教育促進事業四億円(関連予算あり)。

**中小企業の再生支援と中小企業金融の円滑化**

**中小企業の再生支援**

(1) 中小企業再生支援協議会事業三〇億円

**中小企業金融の多様化・円滑化**

(1) 担保や個人保証に過度に依存しない融資の推進▼証券化支援(一般会計四〇億円、産投会計八〇億円)

(2) セーフティネット保証・貸付の充実一五・七億円

**商店街・中心市街地活性化対策の重点投入**

消費者の選別や商業集積間の競争等、商店街・中心市街地を巡る経営環境が厳しさを増す中で、まちづくりと一体となった先進的取り組みを行う地域に対し総合的な支援を行う等、中小商業活性化対策の重点投入を図る。

(1) 先進的な取り組みを行う中心市街地への重点的支援四九・五億円

**中小企業関係税制改正意見の概要**

小企業・ベンチャー企業が、その技術力や事業ノウハウを活かし、創業や新事業展開などに積極的に取り組むことを促進する。

**中小企業総合支援法の下での創業・経営革新支援策の統合・強化**

(1) 創業・経営革新を支援する設備法(仮称)の下で、従来の創業・経営革新支援税制を統合・強化し、簡素で利用しやすい体系を構築。

①創業・経営革新を支援する設備投資減税について、統合・強化を図るとともに、新連携計画に係る承認事業者についても同様の措置を適用する。②同族会社の留保金課税の停止措置について、新法に規定される経営革新計画承認事業者を追加する等の拡充・見直しを行う。③エンジエル税制の適用期限を延長する。

**地方税関係**

(1) 「中小小売商業振興法」に規定される高度化事業計画に基づき設置する共同施設等に対する事業所得の資産割に係る非課税措置の適用期限を延長する。②「中小企業経営革新支援法」に規定される経営基盤強化計画を実施する中小企業者等の経営基盤強化事業の用に供する施設に対する事業所税の資産割及び従業者割の非課税措置を引き続き措置する。

【その他の中小企業関係税制措置】

(国税関係)

①中小企業等基盤強化税制(流通・サービス業)の適用期限を延長する。②「中小小売商業振興法」に基づいて整備される商業施設等の特別償却制度の適用期限を延長する。③事業協同組合等の留保所得の特別控除制度の適用期限を延長する。④中小企業等の貸倒引当金の特例措置の適用期限を延長する。⑤商工中金及び信用保証協会の抵当権設定登記等の登録免許税の軽減措置の適用期限を延長する。⑥中小企業の事業承継の円滑化等を図るため、所要の措置を講ずる。

**金融の円滑化**

**中小企業の再生支援と中小企業金融の円滑化**

**再生支援**

我が国経済活力の源泉である中

# 古代中国のIT（情報技術）

古代四大文明の一つ、中国文明が黄河流域に興り、すでに商時代（BC十六世紀～BC一〇四三年）には文字が使われていたようで、近年発見されている。多分、その前の夏時代から文字は存在したのではないかと思われるが、まだ証拠は発見されていないようだ。文字は木簡（板に文字を記したもの）が経典として残されているが、実際には情報伝達手段として使われることの方が主流であつたに違いない。

これからのは、推測の域を出ないが、文字が使われるようになり、紙が蔡倫により発明されるまでの話となる。

◇ ◇

秦の始皇帝が中国を統一したのはBC二二一年で、それ以前は小国がひしめいていて常に戦乱が繰り返されていたようである。このような時代に前進基地の隊長と本国の国王との間でどのように情報が伝達されていたのか、しかも数百キロも離れているのであ

る。当時は紙がなく、専ら木簡の時代であったから、印も朱肉で押捺せず、文書の書かれた木簡を一枚内向きに合わせ、糸などで結び、封じ目に泥土を加えて押印された。開披を禁ずるのが目的で、これを封泥と呼んでいる。前漢時代の封泥はすでに出土している。

さて、戦争中に話を戻すことにしよう。前進基地の隊長が、隣国が他の国と戦争中であり、今攻め込めば勝てると判断した時、国王から「兵士、武器、食糧を送るから、即攻め込め」と命令を出すことに

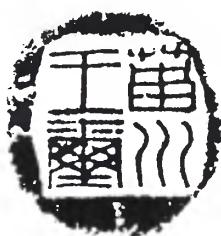
きわめて似ている印を数種つくり、そのうちどれが正式かを決めておけば、前進基地でどの木簡の内容が正しいのか解ることになる。

前進基地の隊長が、隣国が他の国と戦争中であり、今攻め込めば勝てると判断した時、国王から「兵士、武器、食糧を送るから、即攻め込め」と命令を出すことに

開発され、兵力をどのように投入したら一番効果的に戦果を挙げられるかを即座に計算するために活用されたという。

戦後になり、コンピュータはビジネスの世界に公開され、IT時代をもたらした事は周知の通りである。

封泥の方はどうなったか。紙が発明され、役割を終えることにな



苗川王印（封泥）



孟母三遷、5cm、筆者刻

なつたが、印の方は現在でも実印制度として残っている。もう一つ残された印の機能、それが「篆刻」である。

篆刻はマイナーな芸術部門であるが、書道よりもかなり歴史は古いうことになる。

過去の戦争を省みると、水面下でいろいろな技術開発がすすみ、

戦争が終結すると文明として産業界に移され、別の技術開発がすすむと、役割の終えたものは文化へと成熟されてくるものが多いように思える。

最近、篆刻に入門し、孔子の時代にこの文字は使われていたのだろうか、書体はこれでよいのだろうか、などと考える時間をもつている。生産性だと利益率を求める作業の間に、非効率的な、非生産的な時を過ごすことでも良いものだと感じている。

◇  
◇  
◇  
◇

ジャックダニエル蒸溜所を訪ね  
閑話

ジャックダニエルが一世紀以上前に始めた、アメリカで最初に政府に登録された蒸溜所で、現在まで、昔ながらの製法でウイスキー造りが続けられているという。

現在はプラウン・フォーラム・コーポレーションによって経営されているが、その間経営者は何度もか変わることが経営は継続されるという、モデルのような企業である。

西側にミシシッピー川が流れ、東側に山脈があり、その中間はテネシー川の蛇行によつて多くの湖沼が残つたと思われる台地状の平原がある。その高低差は50mほどあり、湧水源の存在は想像できるところである。

ここに最終工程の濾過に用いる木炭による独特の香りづけを可能にしたことも立地を決める要因となつてゐる。

1860年に創業され、アメリカ最古の政府登録蒸溜所として史跡に指定されている。

蒸溜所の敷地に入るとまもなくビジターセンターが現れる。建物はコの字型に配置され、正面の入口を入れるとジャックダニエルの歴史や醸造工程の解説コーナーや民芸品の売場がある。

やがてガイドが現れ、ツアーパスが配られると、本日の10番目

のグループであつた。この番号の意味は後に明らかにされる。

ガイドから醸造工程の説明を聞きながらサトウカエデの林をくぐりぬける。ジャックダニエルは日本でも有名であり、さぞ大きな工場であろうと想つていたが、意外とこじんまりした工程ごとの工場が林の中に配置されている。火災などからのリスクを小さくするためとの事である。

出荷量で681万ケース（売上で18億ドル）もあることも想像を超えるものであつた。

やがて、ビジターセンター内のデキャンターショップに戻り、記念にツアーパスに今日の日付を押して下さいとの事。「ツアーパスに記されているアドレスでホームページをご覧下さい。日付とNo.10を入力すると今日の記念写真をプリントアウトすることができます。」そうである。

日本では焼酎はやや持ち直しているものの、清酒に至つては地盤沈下は進行のみの状況にある。沈下は進行のみの状況にある。ある範囲に限定しても、仕込み工程の見学の受け入れや見学記念の残し方など、参考にすべき事項があるようだ。

当地テネシー州はまだ禁酒法が公布されており、ハードリカーの販売と飲酒が禁止されているのだが、徹底したホスピタリティーマインドを感じることがなかつたが、徹底したホスピタリティーマインドを感じることができた。

蒸溜所のあるリンチバーム村の人口は361人だそうで、村の中心地には商店が20店ほどあり観光客で賑わっていたが、100年前から存在していたのではないかと思われるたたずまいの店が10店ほどあり、中心に教会があり、祭りなどに使われる広場がある。

アメリカの都市部の近代化とは無縁と思われる100年前にタイムスリップしたような一区画が残されていた。

△  
△  
△  
△

日本では焼酎はやや持ち直しているものの、清酒に至つては地盤沈下は進行のみの状況にある。ある範囲に限定しても、仕込み工程の見学の受け入れや見学記念の残し方など、参考にすべき事項があるようだ。

（中小企業診断士 大橋唯男）

# 11月は連携組織強化月間

■施 策 ■

## 中小企業連携組織対策

### 連携で挑戦、明日への飛躍

中小企業は一般に規模の過小性、技術力の低さ、信用力の弱さ等によつて不利な立場に立たされている場合が多く、そのため、同業者などが相寄り集まつて組織化することは、生産性の高揚を図り、価値実現力を高め、あるいは対外交渉力の強化を図るための有効な方策の一つであるといえる。この中小企業の組織化を図るためにの手段としては、中小企業組合、共同出資による会社、任意グループ等の手段があり、参加する中小企業者の目的に合つた組織を選択し、活用する必要がある。

以下はそのうちの代表的な連携組織、中小企業組合についての概要。(現行組合制度は十六参照)

#### 中小企業等協同組合法に基づく組合制度

中小企業等協同組合制度は、昭和二十四年に制定された「中小企業等協同組合法」に基づくもので、中小規模の事業者、勤労者などが、組織化し、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むこと

によって、技術・情報・人材等お互いの不足する経営資源の相互補完を図るための制度。

この中小企業等協同組合は、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合の六種類に分かれ、それぞれの機能・目的に応じて積極的に活動することにより、中小企業の成長発展に大きく寄与しているが、ここでは、事業協同組合と企業組合について紹介する。

#### 【事業協同組合】

##### ①目的と事業

事業協同組合は、協同組合の中でも最も代表的・一般的な組合で協同組合原則に基づき運営され、組合員である中小企業者が行う事業に関して、次の事業を行うことにより、中小企業者の経営の合理化と取引条件の改善を図るもの。

##### ③設立要件

a 組合員になろうとする者四人以上が発起人となることが必要。  
b 出資総額、組合の地区等については特に制限はないが、定款に定められる組合員の行う事業の所管行政庁の認可を受けることが必要。

##### ④設立要件(事業従事義務)

c このような企業組合は、小規模事業者が企業合同により、その経営単位を拡大して、経済的地位を向上するための組織として、利用されるとともに、創業・新事業者であつて、組合の定款で定めたもの。

b したがつて組合員は、組合の設置、組合員に対する事業資金の貸付、組合員の事業に関する債務の保証、組合員の新分野進出の円滑化のための事業、組合員の経済的地位の改善のために必要な団体協約の締結等の共同事業

企業体として事業を行うもの。経営に参画するとともに、原則として組合の事業に従事して報酬を受ける勤労者的存在となる。このように、この組合の活動は、外見からは会社に類似しているが、内部的には協同組合の原則によって運営される。

#### 【企業組合】

##### ①性格

a この組合は、独特の協同組合の形態であり、その組合員は自己の資本と労働力とのすべてを組合に投入し、企業組合自体が一個の

b 企業組合の行う事業に従事しなければならない。

a 共同生産、共同加工、共同購入、共同販売、共同運送、共同保管、共同受注、共同研究等の共同事業(いわゆる「共同経済事業」)  
b 組合員のための福利厚生施設

## 中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合制度

### 施 策 ■

**【協業組合】**

協業組合は、組合員の生産、販売その他の事業活動について協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進することを目的としている。

**①目的**

a 協業の対象事業  
b aの事業に関連する事業  
c a、bの事業に附帯する事業

**②事業**

協業組合の組合員となれる者は、中小企業者及び定款で定めた中小企業者以外の者であつて、加入の際に定款で定める事業の全部又は一部を當む者。この場合、中小企業者以外の者は、協業組合の組合員の四分の一を超えてはならぬ。

**③組合員となる資格**

協業組合の組合員となれる者は、総口数の五十%以上になつてはいけない。

**④設立要件**

a 組合員になろうとする者四人以上が発起人になることが必要であり、また、定款に定められる事業の所管行政の認可を受けることが必要。

**⑤出資制限**

b 出資総額、組合の地区等については特に制限はない。

**⑥議決権**

各組合員平等が原則だが、定款で定めれば組合員に平等割りで分配される議決権のほか、その議決権の総数を超えない範囲で、出資割りの議決権を設けることができ

**⑦競業禁止義務**

組合の事業と実質的に競争関係にある事業は、原則としてこれを行なうことはできない。

**【商工組合】**

商工組合制度は、昭和三十二年に制定された「中小企業団体の組織に関する法律」に基づくもので、その事業の改善発達を図ることとする同業組合制度。

**①目的**

中小企業者が協同して事業を行なうことにより、その営む事業の改

**②事業**

a 指導等事業  
b 共同経済事業（出資組合による）

**③組合員資格**

a その地区内において組合の定款で定める資格事業を営む中小企業者  
b 組合の定款で定めているときは、その地区内において資格事業を営む中小企業者以外の者、事業協同組合、企業組合等を含めることができる。

**④設立要件**

商工組合は既に述べているところ、その業種全体の改善発達を図ることを目的とするもので、特に次のような要件が定められている。

**⑤指導窓口**

設立にあたつては、必ず事前に本会にご相談下さい。

**組合設立の手続き**

組合を設立しようとする場合には、発起人四人以上（協同組合連合会、商工組合連合会は二組合以上）が設立に必要な書類添付して、認可を受ける行政庁に申請しなければならない。

**①認可を受ける行政庁**

組合の設立認可など、組合に関する行政事務を取り扱う行政庁は、組合員の資格事業によって異なる組合員の資格事業が、原則として、組合の地区が一都道府県内にある場合には、その管轄都道府県知事、地区が二都道府県以上にまたがる組合や、酒類の製造・販売業などを組合員の資格事業とする組合にあつては、それぞれ当該事業を所管する各省の大臣又は地方支分部局の長。

**②指導窓口**

設立にあたつては、必ず事前に本会にご相談下さい。

**TEL 043-242-3277**

**□松戸支所**

**TEL 0479-241570**

**□鎌子支所**

**TEL 047-368-3992**

# 概要一覧

商 工 組 合	火災共済協同組合	信 用 協 同 組 合	商 店 街 振 興 組 合
資格事業の改善発達、経営の安定合理化	火災等による財産補償	資金の貸付け、預金の受け入れ	組合員への直接奉仕 組合員の経営合理化 商店街地域の環境整備
人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体
指導教育事業、共同経済事業（出資組合のみ）、その他	組合員の火災等による損害補てんのための共済	組合員に対する資金の貸付け、預金、定期積金の受け入れ等	組合員の事業に関する商店街の環境整備事業、共同経済事業
行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
地区内で資格事業を行うものの2分の1以上が加入すること	1,000人以上が加入すること、出資額200万円以上（連合会は500万円以上）	300人以上が加入すること、出資金1,000万円以上（東京都のほか金融庁長官の指定する人口50万人以上の市は2,000万円以上）	30人以上が近接してその事業を営むこと
地区内において資格事業を営む中小企業者、定款に定めれば3分の1未満の中小企業者以外の者	地区内において商業、工業、運送業等（農業、林業、水産業を除く）を行う小規模の事業者	地区内において定款で定める小規模の事業者又は地区内に居住所を有する者、勤労者	地区内 小売業又はサービス業を営む者、定款で定めたときはこれ以外の者
有限責任 4人以上 自由 自由 ない ない	有限責任 4人以上 自由 自由 ない ない	有限責任 4人以上 自由 自由 ない ない	有限責任 7人以上 自由 自由 ない ない
100分の25（合併、脱退の場合100分の35）	100分の25（合併、脱退の場合100分の35）	100分の10	100分の25
1人1票	1人1票	1人1票	1人1票
原則として組合員の利用分量の100分の20まで	組合員（親族等を含む）の利用分量の100分の20まで	原則として100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで
利用分量配当又は出資配当（1割まで）	利用分量配当又は出資配当（1割まで）	利用分量配当又は出資配当（1割まで）	利用分量配当又は出資配当（1割まで）
事業協同組合へ（出資組合のみ）			
中小企業団体の組織に関する法律	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	商店街振興組合法
① 地区が1都道府県の場合は都道府県知事 ② 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 ③ 全国は所管大臣	① 都道府県知事 ② 全国は内閣総理大臣（金融庁長官）と経済産業大臣の共管	① 地区が1都道府県の場合は都道府県知事 ② 地区が2都道府県以上は財務局長 ③ 全国は内閣総理大臣（金融庁長官）	① 地区が1の市又は特別区の場合は市又は特別区の長 ② 地区が市又は特別区を越える場合は都道府県知事

# 現行組合制度の

組合の種類 組合の内容	事業協同組合 (事業協同小組合)	企 業 組 合	協 業 組 合
(1) 目 的	組合員への直接の奉仕、組合員の経営合理化及び経済活動の機会の確保	組合員への直接の奉仕、組合員の経営合理化	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進
(2) 性 格	人的結合体	人的結合体	人的、物的結合体
(3) 事 業	組合員の事業に関する共同経済事業、資金の貸付け、福利厚生、債務保証、その他	定款に掲げる事業（商業、工業、鉱業、サービス業、その他）	協業の対象事業、関連事業、附帯事業
(4) 設 立	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
(5) 設 立 要 件	4人以上の事業者	4人以上の個人	4人以上の事業者
(6) 組 合 員 資 格	地区内の小規模の事業者	個人及び法人等 (法人等は4分の1を超えないこと)	中小企業者及び定款で定めたときは4分の1以内の中小企業者以外の者 (相続人以外にも推定相続人について特例を認めること)
(7) 組 合 員 責 任	有限责任	有限责任	有限责任
(8) 発 起 人 数	4人以上	4人以上	4人以上
(9) 加 入	自由	自由	組合の加入の承諾
(10) 任 意 脱 退	自由	自由	持分譲渡による
(11) 組 合 員 割 合	ない	全組合員の3分の1以上が組合員	ない
(12) 従 事 割 合	ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない
(13) 出 資 限 度	100分の25（合併、脱退の場合100分の35）	100分の25(脱退の場合100分の35)法人等は100分の50未満	100分の50未満(中小企業者以外の者100分の50未満)
(14) 議 決 権	1人1票	1人1票	平等(ただし出資比例の議決権も認める)
(15) 員 外 利 用	原則として組合員の利用分量の100分の20まで (特例あり)	ない	ない
(16) 配 当	利用分量配当又は出資配当(1割まで)	従事分量配当又は出資配当(2割まで)	定款で定める場合を除き出資配当
(17) 組 織 变 更	協業組合へ 株式会社へ 商工組合へ 有限会社へ	協業組合へ 株式会社へ 有限会社へ	株式会社へ 有限会社へ
(18) 根 抱 法 規	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	中小企業団体の組織に関する法律
(19) 認可を受ける行政庁	① 地区が1都道府県の場合は都道府県知事 ② 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 ③ 全国は所管大臣	主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事	① 主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事 ② 2都道府県以上に事務所を有するときは経済産業局等地方支分部局の長

# 経営者の退職金制度 小規模企業共済制度のご案内

## 【小規模企業共済制度とは】

事業主・会社役員の皆さんを応援する共済制度です。

□小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）に基づいた制度で、小規模企業の個人事業主又は会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業再建などのための資金を、あらかじめ準備しておくもので、いわば〔事業主のための退職金制度〕です。

## 【制度の特色】

### 掛金は全額所得控除

□掛金は、税法上全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

\*毎月3万円の掛金（年間36万円）で例えば、課税対象所得400万円の方ならば93,200円の節税になります。

### 共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い

□共済金は、税法上、一括払共済金については退職所得、分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われます。

### 共済金は一括払い、分割払い又は一括払いとの分割払いとの併用

□共済金の受け取りは、一括払い、分割払い又は一定の要件で一括払いと分割払いの併用が選択できます。

## 【加入資格と掛金】

### 加入できる方

□常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主及び会社の役員

□事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員

□常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員

### 毎月の掛金

□毎月の掛金は、1,000円から70,000円（500円刻み）で加入後に増額もできます。

□掛金は加入された方ご自身の預金口座振り替えで納付していただきます。

□半年払い、年払いもできます。

本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは

**千葉県中小企業団体中央会 業務推進部**

〒260-0026千葉市中央区千葉港4-2

TEL043-242-3277

本制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しております。TEL03-3433-7171（共済相談室）

# 大原中央商店街協同組合

代表理事 土屋 利夫



## 【大原中央商店街（協）の概要】

大原中央商店街は、JR外房線大原駅前の県道沿いに一・二段にわたって形成されている、きれいで落ち着いた商店街である。

昭和五七年に茂原市等への商圈人口の流失を防ぐために、県のモデル商店街事業を活用して、商店街区の環境整備を行うために、組合員百二十四名で法人化した。この事業によりアーチ、街路灯、共同駐車場などを整備、一部の店舗はセットバックを実施した。

その後、組合執行部の若返りを図り、中小商業活性化基金助成事業を活用して、平成八年にポイントカード「\*ほらやつさカード」をスタートさせた。このカードは

多機能。その最大の特徴はメッセージ機能を有していることで、組合情報のほか、行政や観光協会の情報などを表示して、現在までに二万三千枚が発行されている。町の人口が二万一千人だからその普及率は相当なものだ。

今後は、地元のボランティアグループと連携して、地域通貨・エコマネー機能を附加させ、商店街を文化・生活情報の発信基地にする構想の下に、現在研究中である。



## 【土屋理事長の横顔】

土屋理事長が組合の副理事長に就任したのが平成二年、四〇歳のとき。四四歳で理事長、以来今日までとかく長老支配に陥りやすい商店街を、若い力を結集して「個店ありき商店街ありき」を合言葉

## ～個店ありき、商店街ありき～

所在地	夷隅郡大原町大原7400-8 (大原町商工会内)
設立	昭和57年5月
代表理事	土屋利夫
組合員数	92名(出資金954万円)
主な事業	施設管理事業、イベント事業 IT事業、ポイントカード事業
URL	<a href="http://www.chuokai-chiba.or.jp/ohara/">http://www.chuokai-chiba.or.jp/ohara/</a>

に、地域に根ざした活動を展開してきた。土屋さんは株土屋呉服店の代表く」をモットーに、地域密着、生産密着という発想で、お客様に呉服販売を通じて感性を、寝具販売を通じて健康を提供してきた。趣味は、家業の商売とのこと。ご家族は奥様と一男二女のお子様の五人。

昭和二五年埼玉県秩父市生まれ。

\*「ほらやつさ」とは大原はだか祭りで神輿を担ぐときの掛け声。「おらげ」とは、この地方の方言で「おれの家」

